

山梨県公報

第千八百六十五号

平成二十年

六月二十六日

木曜日

目次

生活保護法に基づく施設機関の指定	三五七
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の解除	三五七
換地計画の決定	三五七
道路の区域変更(三件)	三五八
道路の供用開始	三五九
公益	三五九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三五九
落札者等の決定について(二件)	三六〇
採石業務管理者試験の実施	三六〇
開発行為に関する工事の完了について	三六〇
人事委員会	三六一
平成二十年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験、小中学校事務職員採用試験の実施について	三六一
第七十二回(平成二十年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について	三六七
身体障害者を対象とした平成二十年度山梨県職員等採用選考試験の実施について	三七三
教育委員会	三七七
落札者等の決定について	三七八
公安委員会	三七八
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	三七八
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	三七八

告示

山梨県告示第百八十八号

山梨県公報 第千八百六十五号 平成二十年六月二十六日

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施設機関を指定した。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
小瀬スポーツケアハウス整骨院	甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内	平成十九年五月十五日
南部整骨院	南巨摩郡南部町南部九千五百四番地二	平成十九年十一月二十七日
たなか鍼灸接骨院	甲斐市長塚六百六十六番地一	平成十九年十一月三十日
二丁目整骨院	大月市大月二丁目十三番十五号	平成二十年一月二十八日
しらね接骨院	南アルプス市飯野三千七百一番地	平成二十年二月一日

山梨県告示第百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第百八十八号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 大月市猿橋町藤崎三〇〇番地一九の一部、三〇〇番地二〇の一部、三〇〇番地二二の一部及び三〇〇番地二二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 トリクロロエチレン

山梨県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管中山間地域総合整備事業（三珠豊富地区棚田工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
 る。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十年六月二十七日から同年七月二十五日まで
- 三 縦覧場所
中央市役所
- 四 異議申立期間
平成二十年七月二十六日から同年八月九日まで

山梨県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市山宮町字子ノ神八五七番の一地先から 甲府市平瀬町宇佃一四番の一地先まで	六・〇 二二・八	七・二丁	一三二七・〇	一三二七・〇

山梨県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石和温泉停車場松本線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町松本字中直シ七二番の一地先から 笛吹市石和町松本字村前九六番の一地先まで	四・八 一四・〇	一〇・六 一五・四	一七三・〇	一七三・〇

山梨県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		

都留市井倉字沢戸七五九番の二四地先から 都留市井倉字沢戸八二〇番の五地先まで	
新	旧
七・二丁 一六・一	六・二丁 八・〇
七八・〇	七八・〇

山梨県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤袋石和線	笛吹市八代町北字大森三七五九番の一地先から 笛吹市八代町北字大森三七五五番地先まで	九七・八	平成二十年 六月二十六 日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年六月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人茅ヶ岳歴史文化研究所
 - 2 代表者の氏名 新藤武義
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市明野町上手八千三百十番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、主に山梨県内に在住する人々に対して、文化財に関する情報と役務を提供し、地域史に関する知識、理解の深化、文化財保護意識の高揚を図り、茅ヶ岳山麓および周辺地域の文化財と歴史環境を保全、活用することをもって公益の増進に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十年六月十六日から同年八月十五日まで

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
山梨県税務システム用サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十年五月九日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
月 額 五百六十八万五千八百六十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十年三月二十七日

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの

である。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 随意契約に係る業務の名称及び数量

山梨県税務システムサーバ機器更改に伴う税務システム改修委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十年五月二十八日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 随意契約に係る契約金額

一億千二百四十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 試験日時

平成二十年十月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生

ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成二十年九月十九日（金）から同年十月三日（金）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月三日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクラップル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市極楽寺字当時屋一〇〇〇の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町百二番地一 三〇三 松村亨

人事委員会

● 平成二十年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について
平成二十年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。
平成二十年六月二十六日

山梨県人事委員会
委員長 小 澤 義 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
資格免許職職員	臨床検査技師	3名程度	県立病院、保健所等に勤務し、臨床検査に関する専門的業務に従事する。
	理学療法士	1名程度	県立病院、保健所等に勤務し、理学療法に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	6名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

(※) 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、山梨県ホームページで確認すること。

2 受験資格

(1) 資格及び免許

試験区分	試験職種	資格・免許
初 級	行 政	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
	警察事務	
資格免許職 員	臨床検査 技 師	昭和54年4月2日以後に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成21年において最初に実施される臨床検査技師国家試験により当該免許取得見込みの者
	理 学 療 法 士	昭和54年4月2日以後に生まれた者で、理学療法士の免許を有する者又は平成21年において最初に実施される理学療法士国家試験により当該免許取得見込みの者
小中学校 事務職員	学校事務	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（臨床検査技師及び理学療法士は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 臨床検査技師及び理学療法士の職種のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成20年7月11日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成20年8月11日(月)から平成20年8月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成20年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成20年8月11日(月)から平成20年8月22日(金)まで
- ・ 平成20年8月22日(金)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時30分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成20年9月28日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成20年10月19日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回 平成20年11月1日(土)又は 平成20年11月2日(日)の いずれか指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	試験区分	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	初 級 小中学校事務職員	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
		資格免許職職員	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による短期大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文 【試験時間60分】	全試験区分	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	第1回 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ	全試験区分	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
			社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ		表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。		
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。		

※ 作文試験は、第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者のみ採点することとする。

なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点を行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。